

## 議事要旨(9) 税効果会計に係る指針の見直しに関する検討

冒頭、小賀坂副委員長より、企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という。)について、回収可能性適用指針を早期適用した企業の比較情報の取扱いを明確化するための回収可能性適用指針の改正に関する公開草案についての審議を行う旨が説明され、引き続き前田ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 公開草案を公表する場合又は公表しない場合の判断に関する定めがあれば教えて頂きたい。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 今回のように、回収可能性適用指針の解釈の明確化を図るに過ぎない場合でも、公開草案の公表手続が必要であると定められているか教えて頂きたい。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」では、会計基準等の改正を行う場合、原則として公開草案を公表するが、重要性が乏しい場合等は委員長の判断により委員会の議決を経て公開草案を公表しないことができるとされている。
- 他の会計基準等の公表等に伴う形式的な修正の場合には、公開草案の公表を経ずに改正を行う場合がある。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 結論の背景は、回収可能性適用指針の適用について寄せられた 2 つの解釈の相違点が明確となるように修文を行うべきと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 修文を検討したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 回収可能性適用指針の適用に関して寄せられた 2 つの解釈の違いに起因して比較情報の内容が相違するのは、どのような場合が考えられるのか教えて頂きたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 回収可能性適用指針の適用にあたり、第 49 項(3)に定められた会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う 3 つの項目以外の項目の影響がある場合、比較情報の内容が相違する可能性がある。
  
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 解釈の整理であれば公開草案を公表すべきと考えるが、四半期の比較情報に回収可能性適用指針第 49 項(3)の 3 項目以外の影響を反映させるべきという解釈には違和感がある。むしろ、今回の対応は、記載ぶりの明確化なのではないか。
  
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 回収可能性適用指針の記載の意図を明確化するのみを目的とする改正であると考えており、公開草案の公表は必要ないのではないか。
  
- 最後に事務局より、次のコメントがなされた。
  - 税効果会計専門委員会でも専門委員の見解は一致しており、本日の親委員会においても公開草案の必要性はないとの意見が大勢であったため、公開草案の公表は行わないこととし、次回の委員会で回収可能性適用指針の改正について公表の審議をお願いしたい。

以 上